

191

京濱

京濱産業労働調査會

非常時労動對策

労動實政第三編
回産談會報告

特 252

899

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始



101

柳
中

特2.2

899

勞動資料第三篇
回座談會報告

非常時勞動對策

京濱產業労動調查會

露光量違いの為重複撮影

特252

899

本會規定

- 一、本會ハ社会問題、勞働問題、經濟問題、其他産業經營上重要ナル問題、調査研究ヲナシ労資ノ円満ナル向上ノタメ努力スルヲ以テ目的トス

二、本會ハ前記目的達成ノ為メ定期ニ種々ナル形態ニテ研究会、座談会、講演会等ヲ開催スルト共ニ毎月を期以上産業勞働關係資料ヲ出版ス

三、本會ハ會長壹名（現在不員）、主事肆名（現在不職）ヲ置キ、會務ヲ統轄ス

四、本會ハ顧問（斯^哥ノ權威者）若干名及び副會長、幹事會長、調査研究ヲナス（但シ兩者共氏名發表セズ）

五、本會マ賛ハ乞ケ月五圓トス

六、公員ニハ無尙ニテ本會ノ調査研究資料出版物ヲ一切提供シ尚記題問題ニ關スル研究ノ依頼ニ應ス

七、但シ特別ノ費用ヲ要スル場合ハ實費ヲ申受クル事アルベシ。

京濱産業労働調査會

特252

891

(1)

本会規定

- 一、本會ハ社会問題、労働問題、経済問題其化産業經營上重要ナル問題、調査研究ヲアシエラ、内面ナル向上ノタノ努力スルノ以テ四約トス。
- 二、平會ハ前記目的達成、為メ立場ニ確タナルガ能ニア伊豆会座談会議問答等ヲ開催スルトキニ毎月を期以上運営外節開催時テ出版ス。
- 三、本會ハ講演、講義、講話、研究会、研修会、座談会、意見交換会等（現行会員）主事者名（現在会員候選）ヲ置ケ会員費ヲ収納ス。
- 四、研究会アスヘ組シ兩者片氏名宛送セヌ一
- 五、本會々例ハ毎月五回トス。

但シ講演、費用ヲ要スル場合ハ天費ヲ四文クルモアルベシ。以上

京南産業労働調査會

第二回座談會報告（労働者對策に就て）

第二回座談會は予定通り、然も予想外に盛大に行はれ、本會の奥義が段々工場関係者各位の理解せらる、に依るものと、深く喜ばされた。我々は諸工場の懇意に対し、如何に骨折了仕事でも喜んで行うければふうかいと思つた。本會の陳述に、何等の背景もふく且何等の財政的基礎も無い、会の会合に、斯くも多数の出席者を見る事は何んと云つても、眞に諸工場が、常に工場經營、産業平和の為に努力して居られるかの詮左であり、即何なる思想が何んと云はうとも、兎に角現実を土台としての人権發展に努力せられて居り、労資関係——そして其れを超えて、癡情的社會政策的見地を見過す時に漏すら或れるものがある。

今度の座談會は、諸工場の貢助に付つた事は大であるが、富士紡績本社の山田氏の懇意ある應援に依つて行はれた事を、改めて厚く御礼申上する所である。山田氏は本會主事齊藤と個人的病憲に依る意味と、併せて産業の平和の爲めに進んで努力下さつたのであり、当会として實に光榮の至りである。

各四方よりの後援に對して、当日我々は諸氏に對して満足を得る所である。

ナの努力が拂はれただであらうか、之の点に於て、我々は房へさせられければあらあい。我々は眞底熱心に行つたが、余りに満足を與へては居ないを見て居る。時間の点に於ては「應接の点に於て」進行の点に於て等々、實に居るいふと思はせられる事をして居る。之等の事に對しては、前回に於ても不十分であり又も愚はしくあがわ反対は實に殘念であり、相済まない次第であるが、種々の決定的理由が不可避的に右の點が選択を起らしめて居るのである。賛明ある諸氏に於て御察しの事とは思ふが、要して御詫びする次第であり、今後外なる不滿を取除く事に一入注意する事を御約束するものである。失敗は努力の加はる事に依つて一人の進歩への基礎杭の役割を持つ應該に於て我々は胸にくすんで置く事に努めである。

会は予定の五時半を過ぎる事小半時には大部分の出席を見、夕食と共に卅分、其して各自、自己紹介をし、講談が行はされた。七時二十分前から本式に座談会の形式とあり、本会青藤が進行上一同の推薦の下に座長となつて、議題の下に進行され、種々の應答があり討論があり、實に斯る場合には目新らしい活潑な形式で討論された。我々は此の点、出席者御一同が如何に新時代的教育と訓練を受けられ、又工場經營に熱心であられるかに驚嘆した。中々、あゝ迄熱心に、どうくと討論はふされかいものであるのに、我々は此の点実に成功であったと喜んで居る。常にあゝし

た態度で座談会が持たれる事は、本当の意を理解せられたもの下あると同時に、出席者の利益の点に於て、予想外の功果を得るものである。此の点我々は深く出席の諸氏に對して敬服せしめられたのであった。
熱心かつ討論は花に花を咲かせ、十時を過ぎても未だ最後の「労働者教育」の問題に迄進まなかつた。遂に此の問題は次回に廻す事にして盛況裡に第二回座談会は幕を下ろす事にあつた。
終りに、青藤より、毎月開く会を持つ事の如何、次回の題材に関する意見等を提出したが、一、二の二月に一回として其の間に産業別の座談会を持つてはの意見の外添と満場一致本会の期る催しに賛意を表して呉れた。
次回の題材は又研究の上に於て決定する事にあり、閉会した。
当日運輸關係の会社では、特殊の都合上出席出来ず、又出席の苦の二三の工場の出席が却つて事は諱に殘念であつたが、其の間種々深い事情のある由、お互に遺憾の意を表して居る。

終りに臨んで、中秋の名月の光を浴びて、座談会が持たれず、不気味な秋雨に覺まされた事を忍むと同時に、其の中を出席下さつた諸氏に対しても、感謝するものである。

日

場

第二回座談會報告

時

昭和八年十月六日午后五時半

前

川

崎

福

町

俱

樂

郡

出席者芳名（來着順）

富士紡績本社

明治製革

東京製綿

ライジングサン石油

日本電線

日本鋳造

東京製線

艺圃製作所

全
キ
リン
ビ
ール

織三真三久田仙佐伊渡山
 田浦鶴井松島石藤東部田
 辰俊知寛久太淳公市栄
 男雄夫彌郎務麟二資郎一
 氏氏氏氏氏氏氏氏氏

浅野セメント
日本鋼材
全
京三製作
三菱石油
日清製粉
富士製鋼
富士紡績(川崎工場)
全
日本鋼管
古河電氣
主催者例
本会囁託
全
本会主事
全
書記

盛齊横田和武水菊瀬中井笠原定次助
田藤山辺田井池島田木辺
清三礼武達政光助亀雄一
清欽一郎義士夫三祐一
逸滋氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏

座談會討論大要

議題

- (1) 临时工に関する件
- (2) 临时工と本雇との待遇の相違点
- (3) 临时工とすれば会社には如何なる利益があるか
- (4) 临时工入れの條件
- (5) 临时工解雇の場合如何に處分するか
- (6) 临时工の種類
 - 会社直属のもの
 - 人夫請負者を通じてのもの
- (7) 二、解雇手當の問題
 - 任意解雇(依頼)と懲戒解雇の場合の手間
 - 手當金支給の方法
 - 其他解雇する場合会社側と被解雇者と諒解の上にするか等
- (8) 三、健康保険の件
 - 健保法と会社の見解

(ヘ) (市) (ニ) (ハ) (ロ)

現行法の缺陷と見かすべき点
現行法を如何に改正すべきか
被保険者の治療と医師の態度
社会局の改正案

健保組合の問題

(四) (1) 爭議発生の動機

争議発生の形態

組織的計畫的争議の発端

遇發(突發)的争議の発端

(ロ) 爭議の具体的な原因

労働組合組織を動機としての争議
労働組合運動妨害より起る争議

待遇改善を要求とする争議

人事へ会社幹部への感情的につきする争議

- 五、従業員の教育問題
- (ハ) 解雇反対の争議
 - (ヘ) 働下反対の争議
 - (ロ) 外部の利敵より起る争議

今回の討論的座談会は、速記的形式凡て依つて報告する所であつたが、命リ告
セであつたのと、形式的に進行しありつた事と、お互に記名による発表は種
々の都合上、面白くない結果を齎すことを恐れて、大要総合方法に依つて記
録する事にした。唯出席者にてつては、あ、俺の云つて事だよ、彼人が云つ
た事だよと感じられ、出席されふい人が見たのでは、唯筆者の記載位にしか
感じない程度にした故御承知置願ひたい。又其の中には、独立亦批判や文章
が記載されふいとも限らぬ。速記ふう有りのまゝを表現出来る事が、大要と
あると、筆者の感情を通しての表現とあるので、個々に歎じた当日の印象と
の相違は免れ無い、その点御許しありたい。

先づ本会主事赤藤の挨拶あり、赤裸々なる話しほ、学者の説ふをと異つて、
種々の意味より良いものである。赤裸々な意見、厭も日常其の中に生活し當
面して居うる、経験者の個々の意見や、話しの場合は、實際問題を扱ふ上に
於て、實に力強いエフェクトを齎らるものであるから、其の意味で思ひ切つ
て赤裸々な話しきしてもらひたいとの話しがあり、座長問題を提出、穿通の
横山氏の発言に依つて、一同賛成、直ちに齊藤座長とあり、議席の説明あり、

相当問題と云つて居り、各方面に於て其解釈に苦しんで居り、又常に労働争
議の要求文に付きものゝやうか

臨時工問題

から討論することにあつた。

臨時工と云ふ形式は、從前もあつたが、最近軍需工業が盛んにあつて来て
からもので、実質的には見習工のやうな部分と、準産業予備軍的部分の組
縮した工場に於ける一階級である。此の階級には二つの種類がある。一つは
見習工の形式で会社に直属のものと、会社対請負人の契約下に置かれた不足
期的、日傭的形式である。一般に臨時工と云ふ場合は、此の会社直属の一定期
間の契約下に本工への前提としての形式を指して居るが、法律的立場に於
けた場合には、構内に於ける生産に關係する一切のものを指すのであって、
此の見解は實に難しい様であつて、会社に依つて異つて見方をして居る。又
論が必要である。会社が臨時工と云ふものを必要としたのは、工場法に於す

する理解の不徹底とともに、昭和二年頃より一入深刻化して未だ不況其のものが臨時工出現への前提とあつた、要するに労働問題に依つて、苦心懃懃を絶えつゝして未だ工場が、労働法規適用回避の防衛陣として、此の方式を表明したのであつた。然るが故に、労働者にとつては、實に不愉快な形式であり、工場にとつては實に有利と錯覚した方法である。時には余りにモジの扱方を上手にやつて為に脱税問題すらも起つた位である。今後とも臨時工は、工場の一組織として捨て切れないものであり、又種々と問題を引き起す組織である。此の難問題に對して、座談会に於ては、特に臨時工の使用に於て有名であるK工場を中心として討論を持たれた。

K工場で使用し居る臨時工は六ヶ月間の契約で、月々其の成績に依つて、本工に昇格させて行く。そして大抵六ヶ月前には本工にあつて了ふが、何回もの昇格に漏れて期間中に本工にあればいいやうのは、到底職工としての見込のふい者として、其のまゝにして了ふ。其して日給は一定である事は勿論である。早い者は一ヶ月位で本工に昇格して行く者もある。会社としては、人間の目で其の腕を見るのであるから、出来るだけ公平に、何回も見直して

やり親切が態度をとつて居る。この場合の臨時工は本工への前提としての存在であり、之の外に請負制度の臨時工が入つて居る。本工への前提としての臨時工は現在では大部分が本工に直り五六十名位しか居ないとの事である。此迄で問題となるのは、本工へ昇進した者は良いとして、二回三回の詮衡に漏れた者は到底職工としての資格無しと解雇する場合に、如何ある方法に依つて為されるかである。此の場合には一ヶ月位前に、少くとも二週間から三週間に予告して解雇する。其して別に問題も起らぶいが、之は入社する時に駄目を押してある事と、大部分が本工に昇進して行つて、斯うした場合の解雇が少ぶいからである。そして前には臨時工の大量的解雇を行つた事もあつて行くので大した問題も無い。健康保険は如何あつて居るかと云ふと、六ヶ月間に亘つて本工にあつて行くので別に大した問題も無いので加入して居る。会社としては、試験中の人間であるから、正式に工場法に依つて全てが処理されるものでないを見て居る。之に対して種々の質問が發せられた。

そして結局に於て、見解の相違であつて、一定の理論へは統一されかわらず、社会局としての見解——法的見解に依る臨時工の処理が引き出された、其れに依ると、

職工の意義ニ付テハ廣クモ狭クモトルガ社会局アハ工場法ノ職工ノ意ヲ、工場主ノ統制ノ下ニ有償デ其ノ業務ニタツサハル者」ト広ク解シテ居ル、従ツテ臨時工トカ、本エトカ云フ名義上——形式上ノ名ニ因ハレバ、實質的ニシテ其工場ニ尊屬シ有償テ働イタ者ハ職工ト見做シ工場法ノ扶助、障害、予告、手当等ノ規定ヲ適用ワセルコトニシテヰル従ツテ人天等ノ名ヲ用ヒテニ職工ト見做シテヰル。

次デ予告手当ノ件デアルガ之ハ勿論雇用契約ノ解除ニヨリ生ズルノデアルガ此ノ解除ノ意義ラ社会局テハ「解除トハ一方的意志表示ヲ以テ雇用契約ヲ消滅セシムルヲ謂フ」ト解シテヰル、従ツテ雇用ノ開始当時ヨリ契約束ニ基テ、即チ期間ヲ定メテ契約シ次テ満了ノタメ消滅シタノハ雇用契約ノ解除トハ認メナイ、従ツテ法律上予告手当ヲ支給スルノ事ハナイ、但シ其ノ期間ハ眞義テアルヲ要スル、其期間満了後更前ヲ期待シ得ル場合

合ハ假令期間ノ契約ガアツテモ予告ヲ必要トスル、又時々見ル例デアルガ「何時解雇セラル、モ異議申間敷候事」ノ証書ヲ入レテアツテモ、之ハ予告ヲ必要トスル、解除ノ意志表示ガ一方的デアルカラデアル。
次ニ工場法ノ適用ヲ免ル、タメ雇用契約其ノモノヲナクナサンタメ二人夫ノ形式ヲ用ヒ解雇モ人夫頭ガ行フ事ニシテヰル所ガアル、人夫頭ト工場主デナイカラ工場法ノ適用ヲ受ケナイ、工場主ハ人夫ト直接雇用契約ガナニカラ又工場法ノ適用ヲ受クベキデナイト主張スル雇主ガアルガ、雇用契約ハナクトモ又ハ人夫頭ガ供給シタ人夫デアツテモ其工場デ具体的ニ人ラ特定シタ場合ハ職工見做シ工場主が直接工場法ノ責任ヲ負フベキデアル、但シ不特定ノ人デアツテ賃銀モ一人当リ平均賃銀デ支拂ツテ居ル場合ハ職工ト見做サナイ。
要スルニ職工トハ形式的ニ判定セバ、実質上カラ決定シテ居ル。以上】
例ヘ止駅から工場構内ヘと常に僅微して居る人夫があるとする、其の場合其の人夫が請負人の手から入つて居ても生産の助成を為す者と認めらる、時は災害扶助の問題の場合は会社の責任が起り得る場合があるが、普通構外運搬業の

場合には会社は責任を持たざりのである。此の臨時工の法的限界は實に困難があり、形式的に、会社——人夫、
会社——請負人——人夫、
の二つの形式があるが、客観的に其の限界は中々に難事であるが、賃金直接支給と從属的關係ある者は皆法的には職工として、責任を会社に負はして居るもの、様である。特殊事例として、或個人經營の織物工場で十四五人位の職人を僱つて居る工場があつたが、扶助義務が余りにも工場内に依ると大きすぎるので、一つの組合的形式として工場主は組合理事、職工は組合員とした。これで扶助の義務を免れ様としたが、大醫院の判決では、從属關係あるものとして組合員を職人と認めて居る。形式の問題でふく其のつあがりが問題とふるのであるから、其の点今後は慮すべきである。一般に請負人の手を通じての常用人夫は、会社では一切之に關係しあい様であるが、第一義務的義務は法的には持たせられて居る様である。請負者が扶助する能力を持つたい場合会社は当然人夫に対して扶助をしあければふらかしいのである。此の原会社側として考へさせられる問題である。請負制度は、会社が扶助の義務から逃れる為の組織であるのに、請負への能力如何に依つては、其の責任は会社

や負はあけれどあらかじめ結果とあるのである。請負制度の人夫即ちかゝる場合臨時工の役役は掛つて請負人の能力如何に有る事である。
臨時工といふ存在は實に会社にとつては有利亦存在であり、三段の問題の様な事も起つて来る。働く方として見れば、此の不況の中から浮上つて仕事を有り付いたので有るからして、或程度の事は我慢して会社の命に従つて行く現在で有るからして、横暴な会社にふると、出来るだけ、臨時工を利用して居る様である。此の点に工場に向つて突込んだ質問もあつたが、会社が職工の仕事を臨時工に行はせる場合は極めて無い。職工手元を行つて居て、職工との個人的友誼から行ふる場合位のものであるとの事である。臨時工は会社で解雇するのに都合が良く責任が軽いとされて居るのだから、實に有難い存在であつ、今後景気が出たとしても、臨時工は雇せられず、益々重要が役割を演じて行く事であらう。まして重工業に至つては、到底臨時工無しには仕事は出来かいであらう。然うに臨時工で会社側として希望せられる点は、健康保険で認める現在六十日の期間である。六十日間で会社は一切の義務を負はなければならぬ規定に附つて居る点である。臨時工を主として必要と

する工場は重工業であり、修繕を要する仕事である為めに、六十日位で職工とする事は事実上困難な事であり、期限の更改を認めて少くとも百二十日間位は臨時工としての存在を認めてもうはなければならぬ事である。社会局では、会社が義務から免れ様とするであつ事を予想し、余りにもひどい方法を持って工場に對して居る原は再考すべきではあらうか。勿論多數の中には悪徳工場が無い事も無いのだから、其の点政府としては考へなければならない事でもあらうが、会社としての立場から行けば、事実相当期間の見習兼試験期間を必要とするであらう。此如うあたりの問題は今后研究されればあらう事でもあらうが、会社としての立場から行けば、事実相当期の見習兼試験期間を必要とするであらう。此如うあたりの問題は今后研究手を延すことに成功した組合もあり、名労働組合は臨時工を不合理ある労働者攻撃の方法であると叫んで居るのであるからして、実際に白紙的立場から、お互にこの問題は研究して行かなければあらう事である。下手すれば、組合を利用されて争議の原因ともあらうとも限らうのであり、会社としては六ヶ月程度の臨時工でも職工としての價値は低すぎるのであるから、経済問題と社会問題となる軋轢であるだけに面白い問題であると同時に危険な問題でもある。

工場として臨時工として問題となるのは結局前記の職工と認めるか認めぬかの處で決定される事である。請負人の手を通じたとしても其の責任は会社が負はなければあらう場合もあるのである。例へん夫請負でなくとも、量的請負、即ち一唄に對して何程と云ふ場合でも賃金支払形式と屋内外の問題に依り法的には職工であり、責任は会社が持つ事にある。勿論一般に請負人が一切さうし反場合に処理して居るが、其の為に人天そのものが悲惨な條件下に置かれたり場合も多く、其れが問題化された場合に直轄会社に對して尖端を向けられ反場合に、請負人が会社で責任を負はなければあらう事があり得るのである。政府は、此の請負人の手に依つて入れられる人夫に對して、特殊な請負人への災害扶助法の様なもの、施行を行へなければあらうが、請負人の手から出る人夫は事実に於て、会社で見了以下の悪い條件で災害の場合の扶助がふされて居るのである。此の点労働者としても、政府としても考へなければあらう事である。臨時工は一定の定義が有つて無い様なものであるが、其の使用主の考ふる重視は、日傭人夫と同様に其の就業に對して責任を持たふこととする点である。労働俱樂部の会合で臨時工の解雇に十四日分の

解雇手当を出して居つか否かに就ての問題が出来た事があつたが、大抵の工場では出して居つかつたようである。ト製作所では退職手当を出して居かいと云つたが、他の工場では大抵出して居る様な話しだつて、ト製作所は十四日介を出して居かいが、期限を定めて雇入れた（所謂定期工と称す）者を会社の都合上解雇する場合には必ず期限前に解雇し残りの契約期間だけの給料は全部支給して居る。此の場合法規上有る十四日手当は出さぶいが、何等問題はふく、むしろ気持ちよく処理されて居ることの事であるが、一寸面白い方法である。採用する時に期限と解雇の際の手当の事を契約して置けば、十四日介は問題とふらふいとの事である。

結局、臨時工は、会社の必要がものであり、其の撤廃は考へられかい問題である。唯此の問題を利用されおい事が必要である。先日名古屋（三菱）の半議で、此の臨時工の問題で六十八名ばかりの組合員を獲得したとの事である。然しそれはデマであつて、組合として組織出来なかつたのは實に問題であつたが、名古屋地方の職工の打暮気分、地理的特徴状況と、過去の労働ブローカーの悪跡振りが労働者の頭に浸み込んで居た事と今一つはリーダーに移つ。

解雇手当は、一曲労働者にとって重大な問題である。職場から追はれたり又は職場から去るのであって、当然次に来るものは失業であるからだ。失業して次の生活へ迄の保證となる可き金であり、一回自己的の過去に於けた資本家のへの忠勤の報償でもある。此の解雇が重大な問題である為めに、特に事業主の考慮して臨時工と云ふ形式が出環し、合法的脱法行為を会社は採る様になつたのである。解雇手当退職手当は現在に於ては、本工の場合にのみ主として問題とかつのである。全てのストライヤと云つても良い位に解雇手当から

其の端を発して居る。解雇手当が良ければ大した問題も起らぬいであらうが、資本家として労働組合が主張するが如く今日労働者が次の仕事にありづく迄の生活を保証し得る手当を出すと云ふ様な事は経済的に大きき問題で到底不可能な事であり、事業主としては出来ただけの額の手当で解雇する事が必要であり、従つて又其の為めに問題の起る事は必然である。其れだけに此の限界が困難な問題となり、考へさせられるのである。

一口に解雇手当と云ふが、解雇と退職との二つの場合がある事に注意しきれどあらかじめ、自ら退職する場合が退職であり、解雇又は解雇とは失業せしめる場合の称号であるからだ。解り切った事であるが実際兜角同一視して居る傾がある。某会社では一口に解雇手当と云つて居るそうであるが、之も其の会社では別に解・退の別を知らぬいのであらうと思ふ。一般に解雇の場合には法定の十四日分以外に相当の手当を出して居るらしい。法定の十四日分と云ふのは好景気時代、労働問題が喧嘩しきつた時代に出現したもので、其の時代には二週間も失業すれば、何んとか次の職が見つけ出せると云ふ程度の意味から

割り出した数字であつて、現在十四日分の支給のみにて解雇したとしにあらず、労働者の余程の弱體でない限り問題が起る事は目に見え在事である。会社として、少しの事で問題が起る事は馬鹿に切つて居るので、十四日分以外に面倒を見て居るのが一般状勢である。社会局あたりでも、法定の十四日分だけで解雇する事は喜んで居ない様であり、華麗の場合、調停官が中に入ると言葉側に無理が要求を亦し法外の手当を出させ様とする事は経験ある話会社の一齊に叫ぶ事である。警察は資本家の手先であると労働組合は見て居たが、此の様な場合は労働者を要求する以上に迄労働者に金を出してやうとする氣味の見える警察に困つて居る反面もある事は面白い現象である。兎に角生活を失ふのであるから警官として、労働者に少しでも金を余げいに出してやうとする事は四方八方から考へて以上の事であらうが、其の点日本の警察は外國の警察と精神を異にして居る事が解る。又資本家としても外國の資本家と異つて傳統的武士道と云ふが兎に角冷たい僵硬契約だけの問題以外に主従と云つた様な氣持が衝いて居て、歎息的である事は勿論だが、其の外に精神的活動があつて、解雇する場合にも法定以外に手当として何程

でも出して居る。これは前記の労働者の偽説だけであしに、日本の特殊性である謹慎主義が働いて居るのである。味ふ可き事である。又特に氣の毒な場合病気だとか、ケガだとか、入院する場合とかで解雇する場合ふと特に手當に気を付けてやつて居るやうである。今後の出席の工場では大部分此の気持で行って居るが中に持殊ぶ場合が無いとは限らぬ。其の場合其の会社の人事掛と社長重役との間にヤマソロがあつたり、社長重役が下の事を本当に知らかたりする場合である。社長重役は特に人事關係の問題は人事掛以上に下の気分を知らなければあらあい。如何に人事掛が上手に行らうとしても下の空氣や気分を知らかへ、本當の痛頭が立場に置かれての只方は会社經營的一大問題を起す場合が多いのである。

解雇や退職手当を公表して居る会社もあるが、其の結果は良いこうである。労働者に不安や猜疑心を起させまい事が起らるる第一條件であるからだ。考ふ可べ事である。

解雇手当の問題や面白い事がある。某会社では總同盟との争議解決條件として、解雇手当につき勤続一ヶ年に対し四十日分、其後一ヶ年を増す毎に一

ヶ月三日分づ加算するといふ手当の契約が取り結ばれた。如が三十ヶ年から勤めて未だ或職工が退職したに及手当が少しあすぎた。会社は此の契約後手当の條件について改正して居た。そして公表しに改正條件で手当を支給したのにどうから、今更昔しの契約は無効だとの云ひ合であつたが、法的に此の問題は会社側の敗訴とあつた。總同盟の契約は大正十四年であり、会社の規則変更は昭和二年である。其れ以前に此の労働者は会社に居たのであるから当然總同盟との契約通り手当を支給すべき事であつた。要するに会社一方的の規則変更は法律上問題とあらあい。既得権の問題として会社のテクニカルとして考へさせられる例である。

内務省や社会局の役人は労働問題等に對して進み過ぎたと思ふ様な立場をとるが会社側として實に苦しい場合が生じる。社会局の役人の立場は極端に労働者の味方としての立場を取る事が多いようである。之れも諸外國の場合と一寸異つた日本特殊の官僚的立場である。

日本にはまだ失業保険とかふ制度が無いが、此の制度が日本に生まれるいの時は種々の理由からあるが、日本の労働者は家族制度と云ふ形式下に社会

が形成されて居る事に依つて、野道やアスファルトの上に餓死する様な事なく、何邊かの身依りが其の生活を保証し合ふ事に依つて其の必要性が諸外国の個人単位的形式下に置かれるよりも弱いものであり、労働者としても労働組合としても特に重大視して本当に生活の中から漏き上つてゐる問題だから事に依ると考へられるが、現在より将市にかけて、極端に飛散し盡くした日本の中産以下の生活では、内親族、家族制度も其の互に依存し合ひには余りにもみじめが、片倒れにあらんとする状態にあり、あり、今後につけては此の失業保険の問題は重大化するであらう。解雇手当の問題も失業保険の必要性が重大化すると共に一入の問題を提供すると見る可きである。自家保険に頼らず失業保険を考へて見れば、会社が手当として支給する額を全国的に統計して見た結果として、日給平均一円として一人一銭五厘位の（一銭五厘の昇給と考へて）積立で保険が出来るさうである。此の問題は会社として十分に研究して見る事が必要であると思ふ。其の統制は國家が行ふ事は勿論である。退職手当の場合と解雇手当の場合とに、解雇手当は特に会社が失業させた場合であるから、同情的手当に対しても規定以外に出す事が一般的の様

であるが、このために面白い現象が起つて居る事で、之は一つ考へなければ

かうなり事である。

職工は自分から退くよりも解雇とあつた方が会社から多く金がもらへると云ふ為に、進んで革議の先端に立つて活潑に活動したりする事である。有名な煙突男の革議の時にも後で調査して見ると、退職するツモリで居た人間が特にがんばつた事である。又昭和二年の革議の時に實に善良なる職工が交渉委員とあつて居たが、其の者も解雇された方が得であると云ふ気持ちが先頭に立つたのださうである。面白い人間性の問題であり、革議等の対策の一としても一應承知して置く可き事実ではふがうが。

解雇手当の問題は其の個々の場合に於て異なるので、一定の律は出し得ず、現在に於て会社としては一派に十分に気を付けて失業する人間に對して、気の毒の人々に對して面倒を見やうとして居る事である。

次に

健康保険法の問題

であるが、社会局でも最近保険法の改正が叫ばれ、改正案も提出され賛同に付せられて居る。健康保険が如何に無産階級にとって重要な事であるかは云ふ迄も無い事である。健康保険は施行後七年を数えて居るが、昭和三、四、五年の二ヶ年は保険給付が多くあって經濟的に相当苦しんだ様であるが、昭和六年頃から段々良くなつた。一面標準報酬の点に於ては段々減つて居るが之は工場で賃銀の安い者を使用する關係である。現在に於て、社会局にては仕事それ自体に於れ、又被保険者の事業に対する理解や數の増加等で大介樂に施行せられた様にあつて来て居る。仕事が整理されて来て今日、現行法では余りにも範囲がせばめられて居る為に之が拡張を爲さんとする事が改正の第一目的として喚びつて居る。其の為に法十四條の住民包括被保険者を強制保険として適用されるので、此のためには約五十四万人位である。商業其の他の労務者にも手を広げて之を住民包括被保険者とする為に百二十九万人位の増加で、又被保険者の家族に対しても出まるだけの給付をしやうと考へて居り、労働者の為めには色々の点で良い様に改正され様として居り、其他現行法中相当な改正が行はれるのである。

期間の点では、愈る迄療養給付をし様とする意向であるが、年限として三年を約束し様として居る。事実三年間も病氣して居る様では其の元職工として仕事をする事は困難な事であるから、会社としては手当をやつて解雇するであらうから、年限の三年は社会局も考へた点であらう。然し年限が延びたが現在給付の西分の六十が百八十日より延長する場合には百分の四十とする事である。そして年限が永くあるといふ事に依つて被保険者として一年以上の場合をあければこの條件は適用しない意向である。家族の治療の場合は被保險者と同一に扱ふ必要があるが、種々經濟的原因から其れが出来ない為め、一年以上の場合は二十日以上の傷病の場合医療費の中二円以上の手術・入院費用の六割を保証する予定である。

又女子の分娩費は今迄二十円を十五円とし、被保険者を産院に収容し、又は助産の手当を負した場合十円を五円とする事等、又寄宿舎に収容せられて居る場合には報酬日給の百分の二十にけずる等々であつて、保険組合の場合には勿論現在の組合がそのまゝ施行して行くのである。この改正法に依つてやると、或る工場では大量に利益する場合を生じ、又或る條件の職工のみを

主として使ふ工場では被産して了ひはしふいとの危懼すらも生じるが、政府としては現在創立金が有る上、衆議院で二十五万円の追加を予算して居るので実際にやリ良くふるであらう。一般に此の改正案に対しては、資本家側としては保険附で賃成して居る様であるが、家内工業に対する強制は反対的論を叫ぶ人が多い様であつ。家内工業では實際に工場主は其の負担にたへるのであらうと云ふ点からある。この改正案に対しては種々研究中である。具体的にはまだ成案はふく、どの程度で話しかきまるかは解らあいのである。三年に延長する事は永すぎると云ふ説も多いやうであるが、之は健康保険を災害扶助義務の方に迄転換するからで、實際肺病等の場合に百八十日では到底治療は不可能であるからである。或る方面では、扶助義務と健康を一年位づつにした方が良いではあいかとの説も出て居る。改正案に対しては大体賛成の様であるが、如何あるかは解らかい問題である。抽象的問題は之位として

実際問題として現在工場に於て問題に附りて居る点について話を進めて行くことにする。

傷病で手当を受けて居る期間がされた場合、其の後實際回却して居る様あるに對しては個々の場合一様に面倒を見て居る様であるが、富士紡あたりでは共済会が此の面倒を見、古河電気あたりでは一時に多く解雇手当を出して止めてもらつて居る様である。又肺病等の場合には転地療法等が行はれ、防護等では國の親元へ帰る様な方法も取つて居るが、もし三年の期間に延長されば場合に其の監督上實に困難な場合を生ずるようである。

法の使用法があれかといと色々の馬鹿らしいと思ふ事も生ずる事であるから、良く其の條項をきはめる様にさせらる必要である。現在健康保険組合は三百人以上の工場の場合に組織す了事が出来る事にありて居るが社会局として經濟上の立場からか中々に實際上は許可しづらい方針らしい。最近組合制度を獲得した下工場ではこのために年に二万円からの方の利益を会社は得たこうである。官制による会社の真祖よりも組合組織の方がほんかに利益ださうである。社会局としてもこうして原からして許可しづらいのでは無からうか。この辺の團査側は工場が組合をつくらるいのは会社が損をするからであつと云ふへそらへて居る会社も中にはあるが、が實際には利益するとすると實に面白い

事である。官制の健保よりも組合の健保の方が医師としての親切さも異なし色々官制のよりも都合が良いので、職工側とすれば組合を作りたがつて居るこの点監督官は大いに考へて是がれはふうふいと思ふ。医師も商人であるから実際患者に対する当りも利益の多かつたり面倒のふい方に親切となる事は一概の道理であるからだ。実際医師に依ると一般的の患者と被保険患者の待遇に大きぶ差別をつける様であるが、乙の政府として大いに考へなければふうふい事である。此の事は組合組織の保険には余り聞か無い事である事も一応考慮すべしである。

今会員の方針としては當分組合の設立は許可をしあい方針らしいが、許可をしあいといふわけではあいから組合とする方が下工場の例を見ても会社は利益があり、職工も利益があるとすれば、職工が会社と共に戰線を張り会員へぶつかつて組合を造る事である。そうすれば許可をしあい方針でも又許可しあいとも限らぬいからである。政府としてこうして庶民は熟慮しきければ健保の發展上暗い影が生ずる事は明かか事である。

健康保険組合の出来て居る工場としての問題も亦当然有る旨である。この組合の理事の選舉等が労働組合の組織の手をひばすのに利用されて居る事等も其の一端であらう。S製作では十日も前から選舉の競争が行われ、色々の面白い因縁が生ずる。会社としては此の選舉斗争で会社の中に動くアナ系、ボル系、社民系、ファンヨ系等の方向が解るので都合の良い事とも見て居るが、一面との斗争を以て組織力ムパを起す場合もあるので注意はして居る。さうである。労働組合戰術として現在では命日にこの戰術は用ひられがい様であるが、相当利用これに事は事実であり、今后も上手に利用する時はこんなふうに組合の手が延ばせふいとも限らぬいのである。又組合は地方の暮しよい土地ふどでは併んで生活が出来るので懶ける人間が多く、組合の財政が赤字だらけとなる所もあるこうだ。又組合が出来た為に会社は利益したと話しきが、公傷の場合全額支給して居たが組合が出来てから六割とふたほどのもうかつた。何んとかしてくれと云ふ話もあるが、そのまゝとおつて居る。之ふそは労働組合として問題とふうふいと云ふ例も出た。

一般に大工場の場合、工場は組合を造る方が利益の様である。唯会社側に

医師選擇の自由がふいの下困ると云ふ話も出た。請負工事の場合は、下製鋼の例では保険の御蔭で休んで寝て居る方が創いて居る人間より収入が良くなつたと云ふ例等もある。之は大人數が一團とありてやる仕事であるからであるが、此の労働者として考へなければあらす、会社としても其の処理を研究しあわればあらう。

又私傷と公傷との問題であるが、大てい工場での傷は公傷として扱つて居る様である。特に目立つた私傷でない限り公傷として扱つて居る。K工場などでは傷をしき責任感を持たせる為めに規定だけしかやうふいさうである。此の二つの例は研究すべき事をと思ふ。良い條件必ずしも良きか、又厳格か了むのは問題を起すかの点である。人間的には良い條件を出す事が一番正しい事は明確か事実である事は云ふ迄も無い事だが、此の私傷をする人間は良く傷をし、傷をしきい人間は傷をしきいと云ふ事等は一般に云はれて居る事で、此の点も考へなければあらうふい事だが、實際傷をする場合の状況を直面見ての上の統計でなければ、この問題は何處に落付けるかと云ふ事は出来ない。

上報作業で実行して居る方法だけ、傷害をした人間を懲戒権に発表して、全員の注意を喚起し又傷害者の懲戒へのいましめとする方針等も一方であります。安全運営が監に行はれて居るが、其の結果どうであるかと云ふこと、一般に良好であると云へば、然し又安全運営の得失傷害者の増加の事も考へなければふうふい。例へば且て薪粉が入つたとして安全運営が了が直に其の運の終る迄我慢して居たと云ふ様な場合である。

労働者と健康、そして不幸病傷の場合の問題は、今後保険法の改正と共に良かるか悪くあるかは現在に掛つて居る本題が問題である。勿論悪くある事は卅いであらうが、形式的改正以外に種々の実質的弊害問題に注目し改正すべきが第一義務ではあらう。

次に

争議発生の動機

について討論が行はれた。

過去に起つた争議では、大工場の場合には大てい突発的に起る場合が多い

現在では争議は余り大したのは無いが、過去には實に花々しいのがあり、大抵は争議を拂つて居る。此の問題は深く研究して行くと共に大部の論文がある問題であり、歴史的に其の発達も考へて見ければ必ずしも将来への見通しも考へなければならぬ。然し討論会として其うしたものを作む事は不可能であり、相對的実際上のテクニカルは實際に良い参考となるが、今回の座談会では時間もあらず、也めての事もあり、争議河底を主としたものでの一般的組織的で一概論的で丁寧な、争議発生には計画的組織的方法と、突發的の場合とがある。突發的の場合は、労働者が重大不利害關係に直面し、それが急速な組織とあつて、次の日にはもう争議と云ふ場合である。一般に未組織工場に起る争議形態はそれであつて、又組合の手が延びて相当数の人員を獲得した場合に組合の組織を延ばす上に於て争議を起させる場合であるが此の場合は少ぶい、唯争議其れ自体は労働者の、即ちアロレタリアの××の時の動員訓練であり、イデオロギーの高揚と云つたテクニカルからして起つた争議に対して、其の勝敗を度外視した物もある事は注目すべきである。唯争議とは労働者の直接利益の上に於てのみ極大し誇張化するものとは限らぬ事だ。

事である。稀に此の意味から計画的に争議を発生させる事もあるが、其の場合としても何らかの問題が横たつて居る者は事実である。又感情的亦場合によって特に工場長や其の他の特權階級と見なすべき監督だとか人事掛だとかに対する感情的空気のある場合に、つまりふい、洗面所を造つか造らふい、仕事用の手袋の一の支給が争議の発端となる事である。又組合に組織され反工場では其の幹部が慢つた場合に良く起るので、之は結局今日の労働運動の下火とあつた一原因にもあつて居るが、自己の個人的英雄的満足りうして争議の指令を飛ばして見る場合が多い事であつて、現在でもこうした場合が多いとも限らぬが一般に現在の争議はもつとく深刻化これを直接パンと連がつた問題から起つて居る。

京浜地方に於ける公認労働組合の製綱労働組合の簡単な歴史を一つの例として説明してもらうことにして、東京製綱で公認組合が出来たのは大正十五年で、其の良否については一概に云ひ切れぬが、東京製綱の場合總同盟の三木氏の指導下に置かれて居り、其の発生は争議の結果として出来たものでないようである。既に出来てから三四年間と云ふものは組合の感力を示す迄

めて相当問題があり目茶もあつた。然し保証金があるために大き目茶はしきかわだが、幹部が賛成されるとさりと問題が起る。又幹部は目茶と思ひながらも自己の感覚を示すためにも下への申訴にも問題を起さなければ不可。い様にもろへて居た様なつたが、段々とお互に経験がつむに従つてお互の腹が解つて目茶と云はる様にふり、現在では毎年大き目茶は協定し又色々の問題は其の場で話し合つて照事に過して居る。

公認組合の可否は東京製鋼の場合に於て会社として可でもあし不可でも無い程度であるらしいが、無い方がもつと会社としては都合の好いことは事実であろう。しかるに一面この組合がある為めに現在目茶ふ等議の発生を阻害して居る点もあり、實際会社側としても云ひ切れぬのは当然である。其の形式如何よりも会社としての問題は其の幹部の如何が組合の不可となる事は云小迄も少い事であるが、製鋼の場合お互にお互いの立場と腰を解り、下の意志も相当上に反映して居る様であるから、反つて利益を見る可いであらう。何んとしても下の従業員の意志生活空気が上へ伝播し、其れに対しても上でも眞面目に考へてやる事が平和の根本である。鶴見の旭ガラス等は其の現実に上

手の方法をとつて居る。過去に大き目茶は持たれなか、現在では工場委員制度と云ふものに依つて、各職場から代表者を出し、会社側と会合し一年に一回本社側からも出席してお互に意見の交換をして居るそうであるが、上手く行つて居るこうである。会社は一家族の気持でやつて居るので家族主義的經營とも云ふ可きであらうと、そし現在職工の家庭の中の問題迄も取り上げてやる位に迄あつて居るこうである。此の方法は中工場川工場にはやりよい方法であるからして、旭ガラスが成功したが如くに現在見て居るが、人の責任如何が問題となると思ふ。過去の問題は案外形式的にまつて方法を取つて居る所にも起つて居るのであるから、組合の問題はこの人的素質の問題となるのではあからうか。山田氏は工場経営家としてその腕前を認められて居るが、人の責任如何が問題とあつて、旭ガラスが成功したが如くに現在見て居るが、人の責任如何が問題となるのであるから、組合の人間で少いとか云ふ別を付けあひで、同一の職工として扱ひ、組合側の人間に對しても別に敵視する事なく、普段友人としての気持で扱つて居るこうである。組合が如何に勧いて居ようどんが事は別に問題とせず意にも介して居ない様にして居るこうである。然し科学的に精密な調査は常に怠れて居ない由である。山田氏は決して温情的な態度も取らふいさうで

が必要である。少しくとも掛値の安い様な気分でがつかりる事が争議の場合等の解決を早める事にあつた事は事実である。勿論資本主義社会の中での事であるから、全てが真正神とは云ひ得ぬが、個人的にウソを云はない気分が重宝である。日常に労働者に信頼させる事が必要であり、日常職場に迄出張つてでも労働者の気分に接する事が人至掛として必要であり、又争議其の他の不平を聞く事も出来、会社の立場を反顧する事も出来つ。然しこの場合人的素材の悪い場合反つて争議発生の動機となる事は往々しかれどあらぶり、争議発生の動機は微妙であり其の予防は容易である。と同時に非常に困難な事である。

労働組合には色々の形態があるが、所謂御用組合（又は会社組合とも云ふ）であるが、こうした組合は会社にとつて如何に利益であるかと云ふ事を考へて見ると、この組合は会社のためにすくなく造られるものであるから、結局労働者の要求と反する場合が生じて未だ永續さしない様である。会社として御用組合を造る事は左翼對右翼の様な氣持から発生させた場合と、労資協調を先頭に立て、労働者をゴマカス族の場合り、一時的少額的利益を工サとしての組合である場合が多く、それは結構必要なからむしろ長い間には面白くかいものとある

あつが之は正しいと思ふ、圓滑主義の気持で工場経営をして居た場合でも争議は起つからで、其の場合経営者は精神的にショックを受け、反動的暴虐的態度にあつた人もあると聞いて居るが、此の場合経営者は四九艮がりの孔孟的道德觀の上に立つて居るので、労働者側としては其の経営主に対して偽善されるふと云ふ反撲的氣力を養成する事があるから、特に温情的に出了の必要もあく、自然あらゆる形で自らに應付して行く事が労働者操縦法の奥傳らしい様である。そして其の腹の中で確りと細密な動きを知つて居る事が必要である。労働者に対するてある男は愚鈍な事はしあり、正真正銘ふそして労働者に対して悪い様にはしない男だと考へて居る事が経営者の第一貴格である。其の虚実に難しい事である。せやがし過ぎてもいけないし柔うりすぎてもいけないのだから。

半端の起る場合に重んじ工場長の人格問題が影響する事が大である事は過去の歴史が物語つて居り、全ての社会の出来事は感情的か分子が含まれて居た事は見逃せない事実である。現に芝浦製作の場合やも、三井氏は全般の手で猛烈に争議を起された場合に手の付け様がありつたり、思ひ切つて真正面から敵にぶつりつて行つて血の出る様な諭争の後に、精神的に了解する所があつて解決して経験を持つて居られるさうであるが、人間と人間との掛値なしでがつかりる事

形れすら產むものでは無からうか、一考再考す可きであらう。その従業員組合又は会社組合一般に御用組合と称せられて居る組合は、労働代表派遣の場合に除外されて居るが、最近これに対してこれを除外した労働代表は渠の労働大衆の代表で無い、従業員組合も御用組合も労働者から成立して居るのであるから其の組合も労働代表を出すのが当然であると叫んで居る人もあるが、之は面白い事であるが、社会局としては、会社組合は労働者が生活の維持改善を目的として自主的に結成したもので無い限り労働組合で無いと云ふ風に見て居る様である、味か可き事では無い。

労働組合とはの定義を下す意味に於て面白い事実にはぶからうか、この意見に対しては又細かい議論の生ずる事にあるから別の時にゆずるとして、こうして空氣も動いて居る事も知る必要があると思ふ。この会社組合と普通の労働組合の別れは一寸した点にかゝつて居て、良く労働組合の指導者の立場からして御用組合と誤認する事もある。

次に

労働者教育問題

を報ふ筈であるが、当日十時をすぎること十五分であつて、それ以上の進行は徹夜仕事とかよ為に殘念ながらこの問題は次回にやフる事になつて、この外

身元保證契約

の話も出たが、之は結局保証人の問題で、表面的立場としては余り重視する事は無い様である。社員の場合は必要であらうが、職工其他の場合に別に大いに問題ともあらう様である。實際上保証人の人的素質が問題であり、其の條件も年月の変化と同様に変化して居るものであるから一概に決定し断案を下し得るものではない。

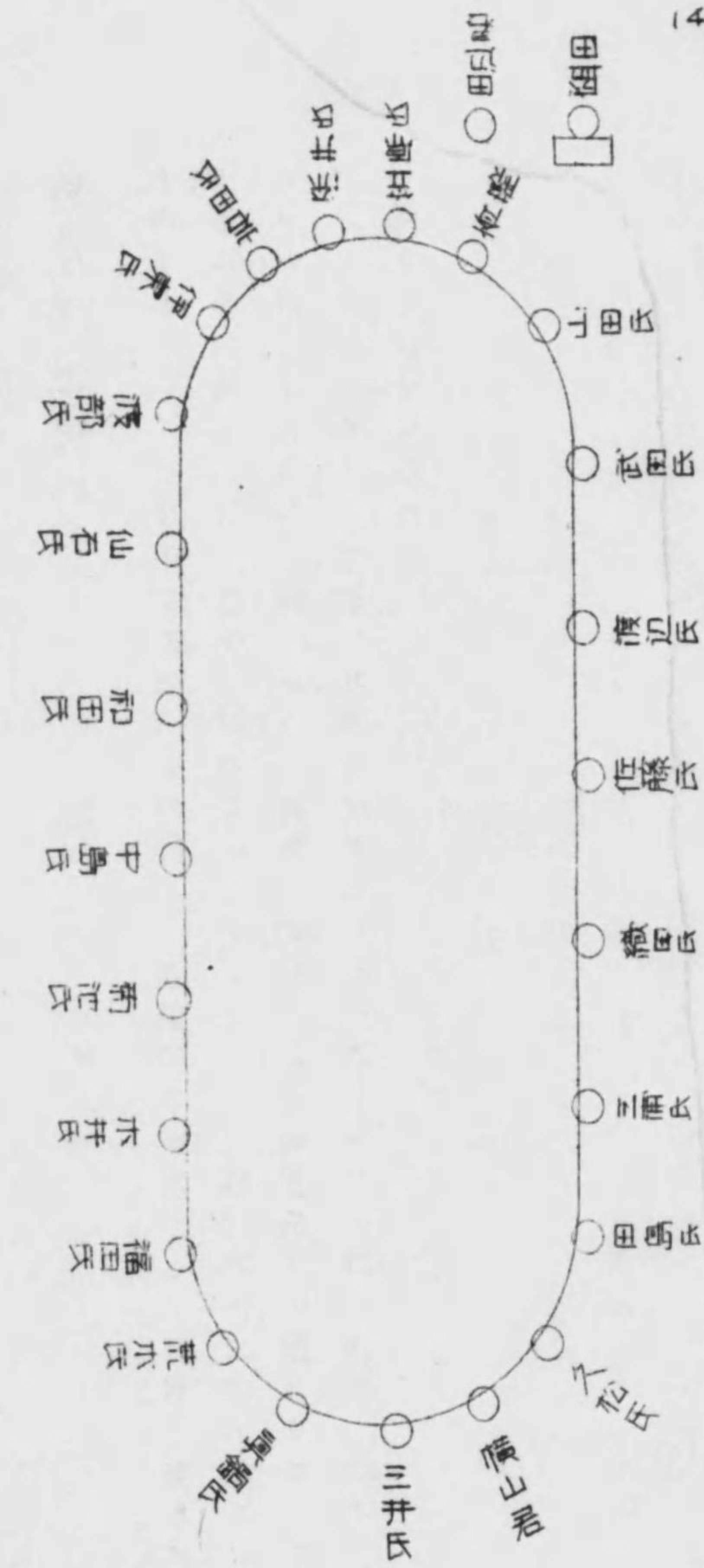
以上

附寸

正錄

(45)

圖取見席座談會



此表は必要ないときは略しますが、当口出席者
で、あそこに居た人口を考へる事がある場合
の為に補入して置きました。

(44)

- ◆臨時工問題に対する労働組合側の代表的反対主張
- ◆臨時工に関する社会局の定義案 悪工業主に彈壓の方針
- ◆社会局の解雇手当制度に対する要綱並に具体案
- ◆健康保険法改正に依る範囲拡張 治付規定並にそれに伴う経費 支支増減に関する統計資料

臨時工問題に対する労働組合側の代表的反対主張

昭和八年十月十五日前後京浜地方に

配布されし全協系アヂビラ

浅野、鋼材、横浜ドック等続々減員反対闘争に起り! 京浜地方十万の労働者は即時工代を聞いて減員價下労働強化反対、臨時工 人夫制度撤廃要求の共同闘争に起て!

京浜地方十万の全労働者諸君!

見よ! 三菱航空機七千の減員反対、臨時工人夫制度撤廃要求闘争の全国化せり——大阪では大阪鉄工所ストライキを中止とする全関西地方のゼネラルストライキに、名古屋の如きは早くも全市的ストライキに至らんとしつゝあるではないか! 更に吾が京浜を見よ! ドックの従業員の無動制(実質上の人夫制度)撤廃要求に対する吸血鬼浅野の横暴に対し造船、製鉄、セメント等同一資本の兄弟連は鋳造、富士製鋼、臨港、南武、等の傍

而含社の兄弟や全神奈川地方十万の労働者に訴へゼネストを以つて答へんとし、横浜ドック二千の兄弟も市議會と実質上人夫制時間給に反対し浦賀ドック三千名の兄弟と結び、全造船労働者のゼネストを以て横野系數千名の兄弟との共同闘争に起立んとしつゝあるではかい。

全京浜の労働者諸君！

今こそ俺達は全工場より躍起し十万兄弟の團結の偉力を以て貪欲極まる資本家共の権暴を叩きぬめす時が來たのだ。

全兄弟諸君！ 即時各自の工場職場に懇談会、従業員大会を開いて、該首反対闘争の先頭を切れ！ 横野、横浜両ドック従業員の應援を決議し切捨御免の野蛮制度、臨時工、人夫制度撤廃の要求を以つて資本家共の頭下を奉工、高船員、職員、首スケ階への陰謀を徹底的に粉碎せよ！

全工場より即時代代表者を選出して全京浜地方工場代表者會議を開催し臨時工人夫制度を以て偽善的舌律工場法や健康保険法ラジニウリンする資本家共とそれを見逃し擁護せんとする官吏共の徹底的糾撻運動を捲起せ！ 大工場地帯京浜十万の労働者は全國工場代表者會議の開催を提唱し五百

万労衛省の大同團結を以て

三労衛者保護法

一 工場法の徹底的改正

(最長七時間勤務、最高賃銀二円五十銭の日給制確立、賃銀不拂、支拂延期、中間奪取及び危険作業の嚴禁、衛生設備災害予防装置の完備、以上の諸項目に違反する資本家官吏の嚴罰体制)

二 健康保険法の即時改正

(掛金政府資本家全額負擔、制限撤廃、即時給付)

一 政府資本家全額負擔による失業及疾病保険の即時実施の即時実行を政府に迫れ！

臨時工、人夫制度(無制約)撤廃要求闘争の犠牲者横野ドック従業員代表門司君の職員に反対し抗議委員を各工場より選出して横野ドック工場長正木に抗議せよ！

京浜地方十万、全國五百万労働者の職員反対！

臨時工、人夫制度、救濟要求闘争を被職員解雇手当要求闘争にスリ替へ有

名無実が要求貴徵で費渡さんとする改良主義クラ幹事議アーラー共の裏切と工場大衆と大衆の下からの統一戰線工場代表者會議の開催で粉碎し組合戰線の戰闘的統一に進め！

◆京浜地方十万の労働者大團結万才！

◆工場代表者會議の開催で臨時工、人夫制度撤廃要求貴徵、本工、高給者歎首の陰謀粉碎万才！

◆三労側春保護法獲得万才！

一九三三、一〇、一〇

日本労働組合神奈川地方協議会、加盟、日本金属外十一産別組合地区委員会、参加、日本労働同盟神奈川聯合會有志團、全國組合同盟神奈川聯合會有志團、日本労働組合總聯合神奈川聯合會有志團、海軍労働組合聯盟横濱工友會有志團、日本造船神奈川聯盟工信會有志團、全工農會有志團、日本海農組合新倉漁業支部、横濱港湾從業員組合有志、横濱市電文觀音有志連摩協議會、

大正十四年評議會芝浦介會第一回總會議案

臨時工撤廃に関する件

臨時工制度が如何にブルデヨアに都合のいいもので吾々労働者にとってこれ程氣持の悪い特に我が芝浦製作所に於ける五十九日誓約の如き非人間的亦ものは恐らくかいであろう！

臨時工は常に失業の不安にさらされてゐるけれども、最大の屈辱を負はされて居る。其結果配當制の場合には何時薪に立るかも知れない不安が狀態にあるため、自暴自棄となり乱雑な仕事をして卑く上へて少しでも余計に收入を得ようとするのは当然の事である。其結果お互同志が苦しく立つてくることは分り切つて居ながらそれをどうする事も出来ない精神的状態に落ち入つて終ふのである。而しそうして臨時工の態度はやがて本工にも影響して来るることは遙くべからざる事実である。

収入の比較的多い本工——のんきに気楽に働いて居た本工が遂にそうした態度

を長く保つことは出来かくあるのである。そればかりでない、給料の安い臨時工が一生懸命働くことは本工の立場をおびやかしてくるのである。そしてそれは賃銀低下、失業の不安と並んで労働者全体に降りかゝつて来る災害である。その不安から逃れようとお豆に競争する馬に吾々労働者の生活は極度に窮屈し、尚も唇知れぬ大工が不安と直面せしめられるのである。

又臨時工下あるが故に衝けるだけ衝けし、ひまにあればもう不要だと街頭に投出されても法律で決められき解雇手當一文も取ることで出来あ泣き寝入りするより外に道はないのである。

芝浦製作所では臨時工には苦勤實務もくれあいし休暇も無い、退職手当も夢にも思へまい。

斯の如き資本家の利己的條約を絶対に廢止せなければ絶対に在心して働くことも出来まい。

臨時工問題は單に臨時工だけの問題でなく全従業員に対する会社のギ・マン政策に外あうがいのである。故に我々は本業を出して臨時工の即時撤廃を要求するものである。

実行方法

- 一 現在の臨時工を全部本工にすること
- 二 全圓的ふ臨時工制度撤廃の運動を行ふ事

臨時工に関する社会局の定義案

— 悪工業主に彈圧の方針 —

非常時局と政府のインフレーション政策の影響に依つて最近軍需工業とは比較一般工業界は比較的好景気に恵まれ延いてこの方面の労働者も依然増加したが工業主中にはかくの如き好景気が果して何時迄横くい殆ど前途の見通しがつかず、従つて何時如何かる場合に事業の縮小を余儀なくせられるやも知れぬので工場内に使用する職工を産入れた際臨時工の名義で登入れ、或は請負人の使用者の職工として取扱ひ何時でも解雇する状態に置き、解雇の際の紛争を避けろと共に工場法の規定による解雇手当の支給を免れんとする方策を採るもの多

く即ち内務省社会局の推算によれば実質に於ては職工と見做し、工場法に依る保護を失ふべき労働者にして前記の工業主側の都合に依り臨時工の名義を以て使用されて居る者は十万人を突破するもの、即く、然も今後益々増加の傾向にあるので、同法は之等労働者の利益擁護の立場から臨時工へ主として日雇人夫の解雇に付いて公正なる定義を定め、各地方長官に通牒し之に該当せざるものほ名義の何たるを問はず工場法に規定されたる職工と見做し、解雇に際しては十四日分の解雇手当を支給せしめるやう嚴重監督せしめることに決定、密に之が定義を継り、「ありしか」十一月一日内務省社会局長官より各地方長官に宛て工場法施行令第二十七條ノニの解雇に關し丘の如き通牒を発した。

近時職工の使用につき、或は請負人の使用者とし、或は労力供給請負業者より供給する人夫とふす等の方法を講ずる者少からざるやに因るにあらず工場法規は斯くの如き形式の喪失に依りて其適用を左右せらるべきにあらず賃銀を受け工場内部に於て工場の本体による作業又は其補助作業に就業しつゝある労働者は雇傭形式の如何を問はず凡て工場法上職工とし、就業制限及び扶助等に関する規定を適用すべきものなり。工場法施行令第二十

七條ノ二の適用についても同様に解すべきものにして同條の雇傭契約ある語は形式上の契約書等に関する事亦く事實上の使用關係を云ひ、雇傭契約の解除とは工業主の一方的意志により雇傭關係を終了せしむるをいふものにして、日々に雇人の形式を探るもの又は請負人の供給するものといへども、事實上特定せられ且つ相当繼續して使用せらるゝ場合には、事實上期の定め亦き雇傭關係成立したものと見做べく、その雇入の停止は事實上契約解除と見ることを要す、如何亦る期間の経過を以てかゝる關係の成立せりと見るべきかは法文上直接の規定亦かも健康保険へ施行令第九條において併給人夫及日傭労働者は三十日を超えて引換を使用せらるゝに至りたるときは被保険者とあるに鑑み、工場法も同一の取扱をなし、三十日を越えて連續使用せられたる職工は日々雇入又は労務供給の形式に依る場合といへども施令第二十七條ノニの適用あるものと解す、追て解雇予告の手續及び手当の支給は請負又は人夫供給人これを行ふもこれ工業主對請負人の内部關係に留まり工場法上差支なく又工業主に於て福利施設として給付する退職手当等は職工の種類により待遇を異にするも工場法と直接関

社会局の解雇手当制度に対する要綱並具体案

(1) 解雇手當制度社会局案要綱

内務省社会局は大業救済の趣旨を徹底せしむると同時に現下の重き問題に於ける社会政策的恩情対策の一方法としてわが國多年の懸案であつた解雇手当制度確立の為め左記要綱に基き同下立案中にして之れが正式決定を免れず直ちに本議会に提案実現を期する筈である。

一、組織及び基金の管理

各事業毎に解雇手当に関する事務を管掌し基金を管理する組合を組織せしむると共に之に法人格を付與し事業主のために臨りに流用せられ又は差押へらるゝ危険を除去すること。

二、範囲及び方法

本制度は産業の如何を問はずすべての事業に適用するが故に原則として強制加入を理想とするが財政的に餘裕ふき中小商工業の強制加入は事实上不可能であるので暫定的に任意加入の制度を採用すること。

三、費用の負担關係

解雇の場合に於ける最低限度の手当額については民法及工場法に規定されて居るから失業救済の趣旨に基く本制度の負担は事業主、労働者及び國家三者の分担とするが、大部分の負担は事業主とし毎月一定額を基金として積立てしもること。

四、國庫補助

本制度は任意制度とし当事者の自発的發動と必要とするが故に國家は積極的にこれが保護、助成を必要とする。この趣旨から國庫はある程度の費用を負担すること、しかし其の方法は原則として實際に解雇手当として支給される金額を基礎として算定されその補助率は大体解雇手当額の十分の一を限度とする。

五、手当金の支給方法

手当金の標準は大体勤続年限の長短に置くが、本制度が失業教養の意味を多分に包含するが故にその支給方法も考慮し勤続年限短き者に対して比較的高率の手当金を支給し年長者に至る程その率を遞減せしめること、この場合その生活状態をも考慮得るだけ詳細に調査し本制度の趣旨を徹底せしむること。

四、解雇手当制度の実體案

解雇手当制度に関する矢兼対策委員会は去る十月二十四日午前十時から内務省社会局に開会、社会局の解雇手当制度案に基づき協議したが委員側は「参考案を見るに第二案は簡単で実施し易いと思ふが、これとて解雇手當の額度等の中小商工業者は支出困難の実情にある、第一案、第三案に就ては実行困難の点もある」とし、失業対策の見地から廣く講究の余地がある」との意見多く、依つて更に十一月二日川谷貴含を聞いて根本的に解雇手当問題を協議することにし午後二時散会した。社会局が提出した参考案大要は左の如き三案である。

第一案

一、事業主が被傭者を解雇する場合に法定の最低限度以上の解雇手當を支給す

べきことを定め之が為事業主をして基金を設け積立を為さしめ其の管理方法及び保護に付き規定すること。

一、事業主が事業上の都合に依り其他傭者の責に帰すべからざる事由に依り被傭者を解雇せんとするときは一定の最低限度以上の解雇手当を支給すべきこと。

二、解雇手当基金の設定及び其の積立並に管理の方法

- (イ) 事業主は解雇手當支給の目的の為解雇手當基金を設け之に対し平時より一定の積立をあらべること。
- (ロ) 右基金は事業主の他の財産と明確に之を区別する方法を講ぜしむること
- (ハ) 右基金の管理方法を定むること

一、右基金に対する第三者に対する保護又は免税等の利益を與ふること

第二案

一、工場法施行令第二十七條のニを改正し勤続期間一定年数以上の職工を解雇する場合に於ては勤続年数に應じ右規定に依る手當を相当増額すること。

第三案

- 一、事業主より失業手当基金積立金として一定の額を支拂ふことを國に於て事業主別に勘定を設けて之を管理し當該事業主の解雇したる被傭主にして失業せらる者に対し右基金より一定の標準による手当を支給すること。
- 二、國は失業手当基金を設定し各事業主別に勘定を設けて之を管理すること。
- 事業主は右基金の積立金として國に於し一定の輸出を為すべきこと。
- 一、自己の責に帰すべからざる事由に因り解雇せられ又は退職したる被傭者が失業せらる者に対し該事業主の勘定に属する基金中より一定期間失業手当を支給すること。
- 失業手当額に付ては一定の標準を定むるも各事業主勘定の有する基金の額が失業手当を支給するに足らざるか又は其の虞れあるときは之を減額することあるべきこと。

健康保険法改正に依る範囲擴張規定 並びに併ふ経費増減に関する統計資料

甲、健康保険の範囲擴張問題

- 第一、常時五人以上ラ使用スル事業ノ任意包括被保險者タルベキモノヘ法第十六條一ヲ強制被保險者ト為スコト（原案ノ一ノイ）
- 第二、商業其ノ他ノ事業ヘ官公署、学校、病院等ヲ含ミ農業、水産業ラ含マズノ労務者ラ任意包括被保險者タリ得ルモノト為スコト（原案ノ一ノロ）

乙、健康保険法中給付規定其他ノ改正問題

- 第一、療養ノ給付及傷病手当金ノ支給期間ヲ三年ニ延長スルコト、尚百八十日ヲ超ユル期間ニ對スル傷病手当金ノ額ハ報酬日額ノ百分ノ四十トスルコト、但シコノ場合傷病が業務上ノ事由ニ因ラカルモノナルトキハ事故発生前引継ギ一年以上被保險者タリシコトヲ要スルコト（原案ニノイ）
- 第二、引継ギ一年以上被保險者タリシ者ノ家族ニ対シ二十円以上ノ手術及入院中ノ診療ニ要シタル費用ノ六割ヲ支給スルコト（原案ニノロ）
- 第三、チ当金ヲ受クル期間保険料ヲ徵収セカル規定（法第七十六条第一号）ヲ

削除スルユト（原案ニノハ）
第四 保険給付ニ関シ左ノ如キ受給條件ヲ設ケルユト

業務上ノ事由ニ因ラザル傷病ニ対スル傷病手当金ハ引候キ六十日以上同
シク専科補綴ハ引候キ百八十日以上被保險者タリシ者ニ対シテノミ之ヲ
為シ分娩ニ關スル保険給付ハ分娩前後モ一年以上被保險者タリシ者ニ非
サレバ之ヲ為サレルコトハ原案ニノニ

第五 分娩費ラ十五円トシ、被保險者ヲ産院ニ収容シ又ハ助産ノ手当ヲ為シタ
ルトキハ乙ラ五円トスルコト

第六 寄宿舎ニ収容セラル、被保險者ニ付シ支給スベキ傷病手当金及出産手當
全ハ酬報日額ノ百分ノニ十二改ムルコトハ原案ニノヘ

第七 車業主ニ於テ被保險者賃賃取得ノ届出フ恐リタル場合ハ其ノ期間ニ對ス
ル保険料金額ヲ車業主ラシラ負担セシムルコトハ原案ニノト

第八 保険給付受給條件ノ緩和、給付期間ノ延長、給付額ノ増加等ノ附加給付
ヲ認ムルコト（原案ニノチ）

第九 被保險者自己ノ責ニ帰スベキ事由ニ由リ被保險者ヲ喪失又ハ毀損シタル
ヲ認ムルコト（原案ニノチ）

二因リ之ヲ再交附スルトキハ手數ヲ微収スルコト

丙 給付規定其ノ他ノ改正ニ伴フ 経費問題

給付規定及各種料金規定改正ノ結果政府及組合ヲ通ジテノ増減ハ
健康保険ノ収支増減見込

一、療養給付及傷病手当金支給期間ニ伴フ支出増 二六三〇〇〇円

二、家族給付創設ニ伴フ支出増 一三二〇〇〇円

三、保険料徴収免除規定ニ伴フ収入増 八八〇〇〇円

四、待期ノ新設及延長ニ伴フ支出減（傷病手当金） 九〇〇〇〇円

五、分娩ニ關スル給付ノ減額ニ伴フ支出減 四五〇〇〇円

六、寄宿舎居住者ニ付スル手当金減額ニ伴フ支出減 二、産科補綴 一六〇〇〇〇円

七、差引支出し増 三、分娩ニ關スル給付 一九〇〇〇〇円

備考 昭和六年度ニ於テ保険給付ニ要シタル費用總額ニ六、五一ニ九六二円

ニシテ上記支出増加額ヲ之ニ比スレバ七・五%強ノ増ニ当リ、之ヲ被保
險者總數一六四〇〇〇〇人ニ割当ツレバ一人當り一日ニ一錢ノ支出増
ニ当ル。

- 二十組合ニ於ケル収支増減見込
- 一、療養給付及傷病手当金支給期間延長ニ伴フ支出増
二、家族給付創設ニ伴フ支出増
- 三、保険料微収免除規定削除ニ伴フ収入増
- 四、待期ノ前段及延長ニ伴フ支出減
- 五、分娩ニ関スル給付ノ減額ニ伴フ支出減
- 六、寄宿舎居住者ニ對スル手当金減額ニ伴フ支出減
差引支出増

備考　昭和八年度保険給付金三六五、一二四円ニ比スレバニ〇%強ノ支出増
ニ当リ之ヲ石組合ニ包含セラル、被保險者數二四、二六七人ニ割当ツ
レバ一人當リ三円〇、ニ錢ノ支出増ニ当ル。



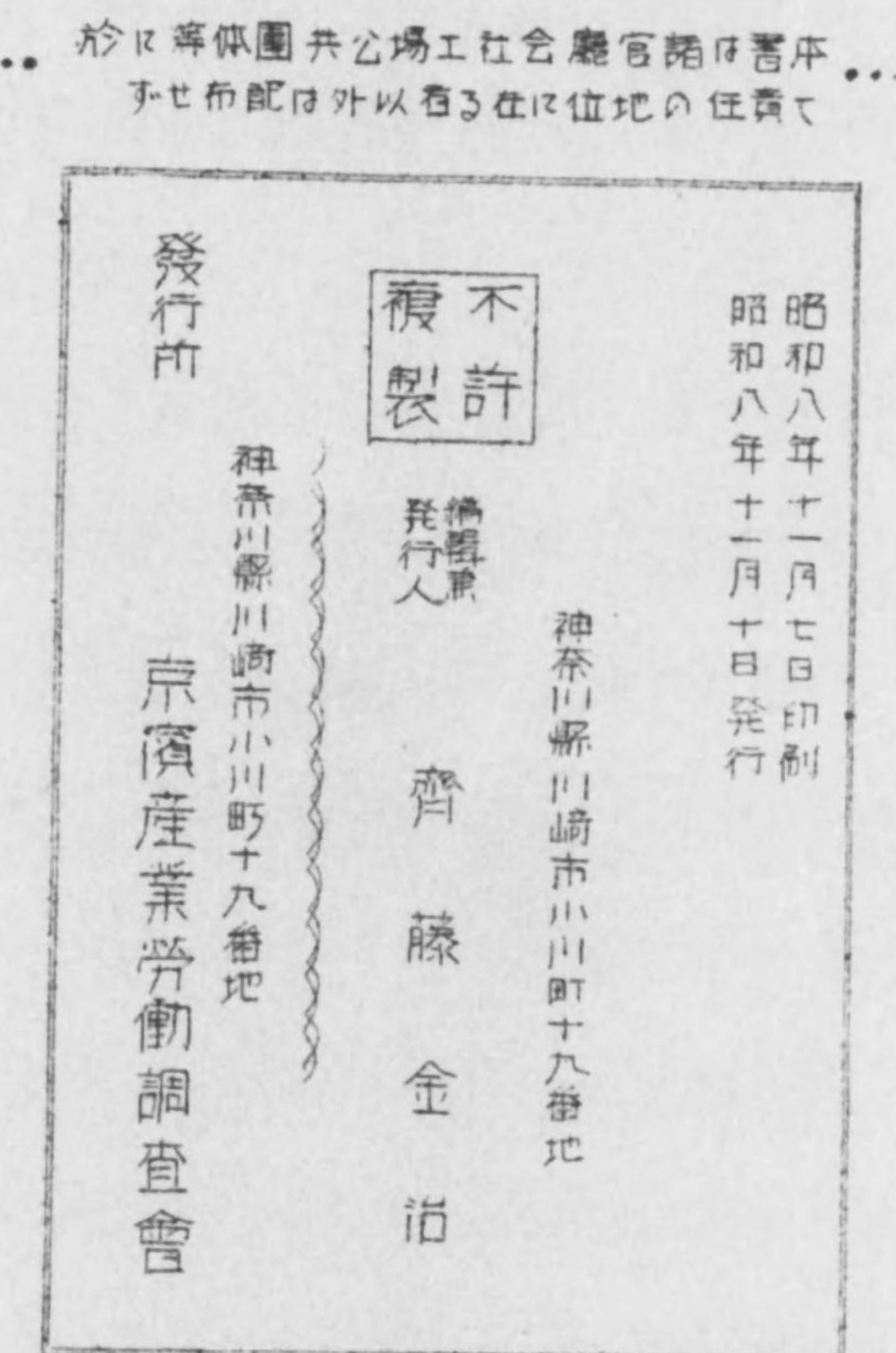
...於此休園井公場工社名廢官總は當序
すと並記は外以吾る在に在地の在資て

不 製 許	署 名 人	齊 藤 金 治
神奈川縣川崎市小川町十九番地	地 點 名	昭和八年十一月七日印制
發行所	齊 藤 金 治	昭和八年十一月十日發行

露光量違いの為重複撮影

(64)

ニシテ上記又出増加額ラ之ニビスレハセシノ額ノ通り、之ヲ被保
陰看紙故ニ六四〇〇〇〇人ニ利害アレ。一入ヨリ一円三一銭ノ支出増
ニ至ル。
 二十組合ニ於ケル收支増減見込
六療養給付及傷病手当金支給期間延長ニ伴フ支出増
七家族給付創設ニ伴フ支出増
三保險料徵收免除規定削除ニ伴フ収入増
四停班ノ創設及延長ニ伴フ支出減
五分娩ニ因スル給付ノ減額ニ伴フ支出減
六寄宿舎居住者ニ因スル手当金減額ニ伴フ支出減
七引支出増
備考 昭和八年度保険給付全額三八五二三日由ニビスレハニ強ノ支出増
ニ当リ之ヲ石組合ニ包含スル事ハ該保険費故ニ四二六七人ニ割合ツ
レバ一ヘ当リ三田ヨニ致スル支出席ニ至ル。



終